

非免責債権についての 執行文付与手続

—最高裁平成26年4月24日判決

～非免責債権についての執行文付与の訴えの可否

弁護士 永井 弘二

1 はじめに～非免責債権、執行文などの前提事項

- (1) 破産手続は、債権者を平等に取り扱うと共に、破産者の経済的更生を図ることも目的としていることから、自然人の破産手続終了時に、破産者の残余債務を免責するかどうか審理される（法人破産の場合には、原則として破産手続終了により法人格が消滅するので免責手続はない。）。法定された一定の免責不許可事由が存しない場合、あるいは免責不許可事由が存するとしても、その他の事情から免責を相当とする場合には、免責許可決定がなされ、破産者は残余債務の拘束から逃れることになる（破産法248条以下）。
- (2) 非免責債権は、破産・免責手続によっても、破産者に債務を免れさせることが相当でないものとして法定された債権で、租税債権や、悪意で加えた不法行為による損害賠償債権などである（破産法253条1項）。こうした債権は、免責許可決定がなされたとしても、なお破産者には支払義務がある。
- (3) 破産手続においては、配当が見込まれない同時廃止や異時廃止など以外の場合には、債権者から債権届出がなされ、破産管財人、裁判所が債権の存否、内容を調査し、調査結果に基づいて裁判所書記官が債権表を作成する（破産法115条）。
この債権表には、確定判決と同一の効力があるものとされ（破産法124条3項、221条）、債権者は、債権表に基づいて、破産・免責手続終了後に強制執行をすることができる。
もっとも、法人破産の場合には、原則として破産手続終了により法人格が消滅し、自然人破産の場合には、免責許可決定により強制執行ができなくなることから（破産法253条）、實際上、債権表に基づく強制執行が問題になるのは、自然人が免責不許可となった場合などである。

- (4) 執行文は、判決など強制執行ができる文書（債務名義と言われる）を取得した場合、その文書による執行力（強制執行ができる力）が存在することを公証するための文書であり、その債務名義を成立させた機関の書記官（判決では、判決した裁判所の書記官）などが、債務名義の末尾に付加する文書である（民事執行法26条）。

民事執行法は、債務名義を作る機関（裁判所や公証人役場など）と強制執行を行う機関（裁判所ではあるが、訴訟をする訴訟裁判所ではなく強制執行を行う執行裁判所）を分離して、執行裁判所の調査、判断事項をできるだけ形式的な審査で済ませるようにしている。これは強制執行を速やかに進行させるためである。そのため判決等の債務名義に執行力が存することを執行裁判所に調査させるのではなく、債務名義を作る訴訟裁判所等に公証させて、執行裁判所はその公証に基づいて執行手続を進行させる扱いとした。

通常の判決では、執行力が存しないことはほとんどないが、例えば、「被告は原告に対し、〇〇土地上に建物が完成した場合には、同建物を引き渡せ。」という判決の場合には、建物の完成が強制執行の条件となる。建物の完成の有無を執行裁判所が調査・判断するのは強制執行の形式性に欠けるので、原告の提出する文書により、判決裁判所の書記官にその事実を確認させ、その条件を満たさないと執行文は付与されない（民事執行法27条1項）。

破産債権表に基づく強制執行の場合には、破産裁判所の書記官が執行文を付与することになる（民事執行法26条1項）。自然人破産について、免責許可決定が確定した場合には、破産裁判所の書記官は、その旨を債権表に記載することになる（破産法253条3項）。

- (5) 先ほどの債務名義の条件の成就や、債務者が死亡して相続人が債務を承継した場合などは（債務名義の承継）、債権者（原告）が文書で裁判所書記官にそうした事実の証明をする必要があるが（民事執行法27条1、2項）、文書による証明が十分にできない場合、債権者は、債務者を被告とする執行文付与の訴えにより、訴訟手続で事実を証明して（この場合文書だけでなく証人尋問等もできることになる。）、判決により執行文を取得すること

になる(民事執行法33条)。

2 最高裁判決

今回の最高裁判決の事案は、自然人破産で免責許可決定も確定した状態で、債権者(原告)は、その債権が非免責債権であるとして、執行文付与の訴えを提起したものである。この事案では、予め破産裁判所の書記官に執行文付与を申し出たものの、担当書記官の示唆により取り下げて、執行文付与の訴えを提起したという事案のようである。

執行文付与の訴えは、条件成就と債務名義の承継について、文書で証明することができないことを要件としており(民事執行法33条1項)、文言上、債権者の債権が非免責債権となるか否かを確定することは予定されていない。

今回の事案では、執行文付与の訴えの条文の文言には、非免責債権か否かを確定することが含まれていない点が問題となり、最高裁は、「民事執行法33条1項は、その規定の文言に照らすと、執行文付与の訴えにおける審理の対象を、請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合におけるその事実の到来の有無又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることの可否に限っており、破産債権者表に記載された確定した破産債権が非免責債権に該当するか否かを審理することを予定していないものと解される(最高裁昭和51年(オ)第1202号同52年11月24日第一小法廷判決・民集31巻6号943頁参照)。このように解しても、破産事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官は、破産債権者表に免責許可の決定が確定した旨の記載がされている場合であっても、破産債権者表に記載された確定した破産債権がその記載内容等から非免責債権に該当すると認められるときには、民事執行法26条の規定により執行文を付与することができるのであるから、上記破産債権を有する債権者には殊更支障が生ずることはないといえる。そうすると、免責許可の決定が確定した債務者に対し確定した破産債権を有する債権者が、当該破産債権が非免責債権に該当することを理由として、当該破産債権が記載された破産債権者表について執行文付与の訴えを提起することは許されないと解するのが相当である。」として、非免責債権となるか否かについて執行文付与の訴えを提起することは不適法であるとした。

3 若干の検討

(1) 最高裁判決を前提にすると、非免責債権となる

か否かについては、破産裁判所書記官に対する執行文付与の申立において、書記官が判断することとされ、もし、書記官がこれを否定して、執行文付与拒絶処分をした場合には、これに対する異議申立(民事執行法32条、これは破産裁判所が判断する。)により争うことになる。

逆に、非免責債権であるとして執行文が付与された場合、債務者は、同様に執行文付与に対する異議申立(民事執行法32条)により不服申立することになる。執行文付与に対する異議の訴えの制度もあるが(民事執行法34条)、これは執行文付与の訴えと同様に、条件成就あるいは債務名義の承継についてのものであり、非免責債権となるか否かの制度としては利用できないこととなると考えられる。

(2) 本来、条件成就や債務名義の承継について、裁判所書記官に対する証明方法を文書に限ったのは(民事執行法27条1、2項)、裁判所書記官の判断事項を分かりやすい範囲に限定し、複雑な事実認定が必要となる場合には、執行文付与の訴え(民事執行法33条)、執行文付与に対する異議の訴え(民事執行法34条)により、裁判所の訴訟手続で解決するという制度を用意したのが民事執行法の構造である。

債権が非免責債権にあたるか否かというのは、悪意による不法行為といえるかなど、条件成就や債務名義の承継を証明すること以上に、訴訟手続で確定されるのが相当であるような事実認定が必要になる場合も少なくないと考えられる。今回の事案で、執行文付与の申立を受けた書記官は、執行文付与の訴えで解決することになるのではないかと示唆したようであるが、これも、書記官の判断範囲を超えるという認識があったからではないかと思われる。

そうすると、今回の原告が訴えたように、非免責債権の該当性については、裁判所書記官の判断ではなく、訴訟手続としての執行文付与の訴えで判断する方が、本来は民事執行法の趣旨に合致したものではないかと考えられる。仮に、非免責債権の該当性について、執行文付与の訴えにより審理することが認められる場合には、債権者としては、まず、書記官に執行文付与申立を行い、これが否定された場合には、拒絶処分に対する異議申立をするか、執行文付与の訴えをするかを選択で

きることになる。条件成就や債務名義の承継の場合には、債権者はこの選択ができるとされており、これら以上に複雑な事実認定が必要な場合も考えられる非免責債権の該当性については、やはり執行文付与の訴えを認める方が、より合理的な解決が諮られるのではないと思われる。

それでもなお、最高裁が、執行文付与の訴えでの解決を否定したのは、民事執行法の制度枠組は手続的なものであり、そうした手続については、法律の文言を超えた類推解釈等の解釈になじまないという判断があったものと思われる。

- (3) なお、最高裁判決を前提にすると、非免責債権については債権表に執行文付与ができるため、債権者は既に債務名義をもっていることから、改めて同じ内容の債権について訴訟を提起する必要はなく、また、訴訟提起したとしても、訴えの利益がないために、その訴訟は不適法却下されることになると考えられるが、執行文付与の申立が拒絶された場合は、訴訟提起ができると考えられる。